

建築物等による二酸化炭素貯蔵量認証制度

認証手順の概要

特徴 多摩産材を利用して新築・改修した建築物に貯蔵されている二酸化炭素量を、東京都が認証する制度です。

建築主等には、二酸化炭素貯蔵量を東京都が認証し、認証書を授与します。

住宅生産事業者等には、東京の森づくりへの貢献を東京都が認証し、認証書を授与します。

制度を利用する方

- ・多摩産材を利用して新築、改修した建築物の建築主等及び住宅生産事業者等

